

埼玉県訓令第十一号

訓令

本庁  
地域機関

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年七月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県文書管理規程の一部を改正する訓令

埼玉県文書管理規程（平成十三年埼玉県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表課の文書記号の表保健医療政策課の項の次に次のように加える。

感染症対策課

感対

附則

この訓令は、令和二年七月六日から施行する。